



島根県報

令和7年7月25日（金）

号外 第 7 7 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第442号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 25 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野字須谷5668番1地先から同1315番1地先まで	前	メートル 3.90～ 32.71	メートル 996.97	松江県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅
				8.22～ 53.78	704.04		
			後	3.90～ 32.71	996.97		
				8.22～ 53.78	704.04		
〃	清水寺線	安来市清水町714番1地先から同地先まで	前	3.96～ 4.20	11.72	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	災害復旧工事 拡幅
			後	4.20～ 17.89	11.72		
〃	斐川一畑大社線	出雲市塩津町字真木谷687番地先から同町字白場山139番1地先まで	前	9.50～ 32.97	67.28	出雲県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	15.20～ 41.64	67.28		

島根県告示第443号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 25 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
一般国道	431号	出雲市園町1253番4地先から同町1412番4地先まで	メートル 59.08	令和7年 7月25日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市園町1419番1地先から同町1495番5地先まで	129.06	令和7年 7月25日		
〃	261号	邑智郡邑南町下田所498番8地先から同263番1地先まで	144.29	令和7年 8月4日	県央県土整備 事務所	
県 道	松江鹿島美保 関線	松江市美保関町片江991番4地先から同1022番11地先まで	203.00	令和7年 7月25日	松江県土整備 事務所	
〃	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見104番1地先から同122番1地先まで	181.30	令和7年 7月25日	県央県土整備 事務所	